

平成26年度事業計画

1. はじめに

景気はわずかではあるが、上昇傾向にあるとのマスコミの報道ではあるが、その効果が我々司法書士界に及んでいるとは思えないのが現状である。また4月から実施された消費税増税が、景気の浮沈にどのような影響を及ぼすのかも定かではない。一方において、2020年オリンピックの東京開催決定という、嬉しいニュースも飛び込んできた。しかし、総じて言えば、先行き不透明というのが、正しい分析であろう。

このような社会的状況の中、司法書士界を俯瞰してみると、司法書士法改正が、切望される。本年6月に開催される日本司法書士会連合会総会において、司法書士法改正要綱案が提出されるはずである。我々東京司法書士会も新執行部発足早々、司法書士法改正対策委員会を設置した。鋭意答申案をとりまとめ、日本司法書士会連合会に対して、提言していく所存である。

このような中、東京司法書士会の会務執行は、誰のために、何のために存在するのであるだろうか。それは根本的には会員のために存在し、業務の維持発展のために存在するものである。このような観点から、各種事業に邁進する所存であるが、特徴的な事項を次に述べておく。

(1) 事業の見直し

ここ数年の総会要領を読み返してみると、当会の事業は極めて多岐に亘る状況となっている。このままでは、事業は、益々拡大していくこととなる。

そこで、昨年度は「事業見直し委員会」を立ち上げ、現在「スクラップ&ビルド」の標語のもと、「聖域なき事業見直し」に取り組んでいる最中である。本年度も鋭意継続していく所存である。

(2) エネルギーの集約

我々は、常に既得職域を保持するとともに、新たな職域の獲得に努めなければならない。

その一つの方法として、効果的な研修による会員のスキルアップがある。これにより、社会のニーズに適切に対応できる職能団体となるべく邁進する。

しかし、それだけでは、組織の対応として、十分なものではなく、東京司法書士会とその関連団体が一致団結して組織防衛に努めなければならない。とりわけ東京司法書士政治連盟とは、密なる連絡を取り情報の共有に努め、問題が生じたときに、迅速に協働できる態勢を構築する所存である。

(3) 人権の擁護

社会的なニーズなくして、司法書士という職能は存在し得ない。故に、司法書士という職能をアピールするためにも、我々は人権の擁護に積極的に取り組まなければならない。言い換えれば、法律家を任じている限り、人権の擁護に努めることは、我々司法書士の使命であると思料する。よって、将来において当会の活動の柱の一つとなるべく、育んでいく所存である。

また、成年後見業務は、まさに人権擁護そのものである。言い尽くされているが、社会の高齢化は、益々その速度を増している。後見人の需要に対し、応じ切れていないのが現状であろう。

東京司法書士会は、リーガルサポート東京支部と協議を重ね、協働して社会のニーズに応えていく所存である。

(4) 被災地に対する引き続きの支援

特に、項を立てて述べる。東日本大震災の復興は、遅々としており、多くの被災者、原発事故避難者の方々が、未だに、極めて厳しい環境で過ごされている。

我々司法書士は、21世紀の歴史の証言者としても、この震災を決して風化させてはいけない。今年度も、被災された方々らの一助となるべく、仮設住宅における巡回相談を断固たる決意で継続する。また、ことあるごとに長期にわたる巡回相談の必要性を訴えていく所存である。

2. 東京司法書士会は、次のような基本姿勢に基づき、司法書士の法律家としての専門性を確立し、司法書士制度の確立を目指す。

- (1) 市民に密着した法律家として、市民の権利を保護し、市民の法的生活の安定を図る。
- (2) 高度情報化社会における司法書士の社会的な存在意義とその位置付けを明確にし、執務の在り方を検討し、市民の権利保護に資することを目的とした職務整備並びに組織改善を図る。
- (3) 簡易裁判所における代理権の行使をはじめ、司法書士職務の遂行にあたり法令、会則及び「司法書士倫理」規範を遵守し、高度な専門性を確立する。
- (4) 高度な職業倫理の構築と資質の向上を図るため、研修事業を充実させ、執務指導を実施して品位の保持と自治基盤の確立を目指す。

3. 事業方針

本年度も、基本的には従来の方針を継続しつつ、その一層の充実、改善を図りながら、以下の事業を重点事項とし遂行する。

(1) 法改正対策

司法書士法、不動産登記法、民法を始めとする、業務に関連する法改正についての動向を注視し、対応をする。

とりわけ、現在日本司法書士会連合会が、喫緊の課題としている司法書士法改正については、東京司法書士会が制度を牽引すべくヴィジョンを発信し続ける。

また、我々司法書士の主要な業務である不動産登記についても、書面作成権限などの関与の在り方などの検討を含め、法改正に積極的に関与する。

さらに、改正後の会員の業務に支障なきよう、改正後の業務に関する研修も時宜に応じて、遺漏なきよう努める。

つぎに、供託・成年後見登記及び電子公証手続のオンライン申請システム及び登記情報提供サービスの運用に伴い、オンライン申請の普及、促進につき、法務局に対しても情報を提供する等して、オンライン申請のより良い環境整備に努める。

(2) 司法・司法書士制度対策

司法書士倫理規範の更なる周知徹底を図り、高い倫理性の維持、向上を目的とする、司法書士倫理規範の修得を中心とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。

「東京司法書士会司法書士総合相談センター」を中心に、司法書士による法律相談事業の効率的な運営を図る。また、総合法律支援法に基づく法律支援の実施に協力し、日本司法支援センター事業へのより主体的な関与を図る。

司法書士会による裁判外紛争解決機関である「東京司法書士会調停センター（すてつき）」のより一層その充実を図り、その広報に努める。

司法制度改革の中での司法書士の位置付け、存在意義を検証し、司法書士を取り巻く諸問題

についての対応を図る。

また、裁判業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に関しても、司法書士の必要性を、より一層確立していく。

(3) 非司法書士行為の排除

非司法書士行為に対して、情報収集の窓口を可能な限り広げ、厳正に対処する。

(4) 組織改善対策

司法制度改革、規制改革の動きの中で、より一層、司法書士制度の発展に資する会の組織、機構や、事業のあり方を検討する。

とりわけ、選挙制度においては多くの会員の意思が反映されるべく選挙制度を改革し、必要な諸般の問題に対処する。

また、会内合意形成過程の透明性を実現するため、会議の情報公開などに努める。

さらに、多くの会員の意見が執行に反映されるべく、会員との直接対話集会を、前年度に引き続き開催する。

(5) 成年後見制度への対応

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部と協働し、成年後見制度における司法書士に対する社会的要請に応えるために、より積極的な対応を図る。

(6) 多重債務問題・自死問題・消費者問題への対応

自治体の対策会議や相談窓口との相互連携の強化、充実を図り、自死予防対策を含む多重債務問題解決のための活動を積極的に行う。その他、消費者問題については、消費者庁の動向にも呼応し、地方消費者行政の充実等を求めるなど、消費者被害を防ぐための提言や活動を行い、社会に多く生起する消費者問題に迅速、適切に対応する。

(7) 東日本大震災からの復興への対応

関連団体と連携を図り、東日本大震災復興支援対策本部及び東日本大震災相談対策委員会において、被災地及び仮設住宅等における適切な施策を実施するとともに、被災地及び被災会と直接連絡を取りながら、現場の要請を最優先とした支援を行う。

(8) 伊豆大島災害復興対策

昨年の台風26号による伊豆大島災害復興について、地元自治体と連携をとりながら、相談事業などの支援を行う。

(9) 事業見直し

拡大する東京司法書士会事業について、個々の事業を見直すことにより、適正な会費設定を目指す。

(10) 司法書士制度広報

一般市民における司法書士の知名度の更なる向上を目指し、様々なメディアを通じて、司法書士制度の広報に努める。

以上の観点から計画した事業の詳細は、次に掲げるとおりである。